

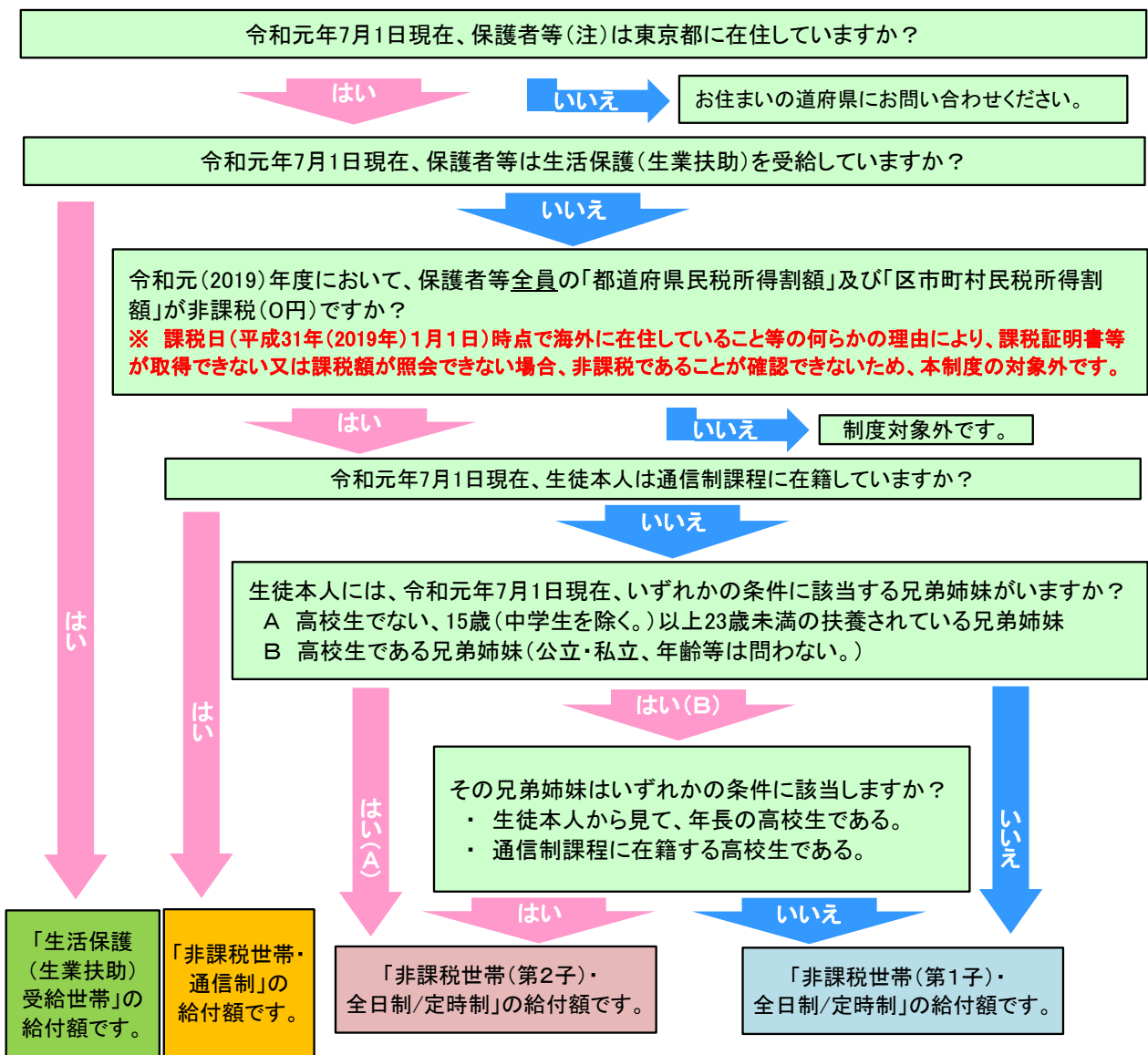
# 令和元（2019）年度 東京都国公立高等学校等「奨学のための給付金」制度 の御案内

「奨学のための給付金」とは、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費等）の負担を軽減するために、返済不要の給付金（定額）が保護者の口座に振り込まれる制度です。

※「就学支援金」、「給付型奨学金」とは提出期限・認定基準等が異なります。十分確認してください。

※「奨学のための給付金」を申請しない方は、申請書類等の提出は不要です。

## 1 対象確認シート



(注) 保護者等とは、原則として生徒の親権を持つ者です。親権者がいない場合は、生徒の主たる生計維持者となります。

## 2 給付額(年額)

|                | 全日制/定時制  | 通信制     |
|----------------|----------|---------|
| 生活保護(生業扶助)受給世帯 | 32,300円  | 32,300円 |
| 非課税世帯(第1子)     | 82,700円  | 36,500円 |
| 非課税世帯(第2子以降)   | 129,700円 |         |

※ 返済不要です。 ※ 給付時期は令和元年12月以降です。

### 3 対象となる方の詳細

令和元年7月1日（基準日※7月以降の入学者は入学日）時点で、次の全ての要件を満たしている保護者等

(1) 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する国公立高校生等がいること。

※ 高校生が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支給対象となっている場合は対象となりません。

※ 兄弟姉妹で制度対象者が複数いる場合、それぞれ申請を行ってください。

(2) 保護者等が東京都内に住所を有していること。

※ 保護者等が東京都外に住所を有している場合、申請先は居住する道府県です。

※ 生徒本人が東京都外の国公立高等学校等に在籍している場合であっても、保護者等が東京都内に住所を有している場合、申請先は東京都教育委員会です。

(3) 生活保護受給世帯又は保護者等全員の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税（0円）であると証明できること。

※ 何らかの理由で課税証明書等が取得できない又はマイナンバーによる課税額の照会ができない場合、本制度の対象外です。

### 4 必要書類

※ ☆マークがついている書類は、在学する都立学校の経営企画室又は東京都教育委員会のホームページで、令和元年7月以降、入手することができます。



#### 申請者全員

① 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書（☆）

② 支払金口座振替依頼書（☆）＋通帳の写し

（金融機関コード・支店コード・口座番号・口座名義人が確認できるページ）

③ 充当委任状（☆）（都立高校等において、高校生に係る学校徴収金への充当を承諾する場合）



#### 生活保護（生業扶助）受給世帯の方

④ 生業扶助受給証明書（☆）

- ・「生業扶助受給」等の記載がある場合は、福祉事務所発行の生活保護受給証明書の提出でも可能です。
- ・保護者に係る「受給開始日」が「令和元年7月1日」以前、証明書の発行日が「令和元年7月1日」以降となっていることを確認してください。



#### 非課税世帯（第1子及び第2子）

|   | 都立学校の生徒                                                                                          | 都立学校以外の生徒                                                                               |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| ④ | マイナンバー収集台紙<br>（都立学校経営企画室でのみ配布）                                                                   | いずれかを保護者全員分<br>・令和元（2019）年度住民税（非）課税証明書<br>・令和元（2019）年度特別徴収税額通知書<br>・令和元（2019）年度住民税納税通知書 |
| ⑤ | 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（☆）<br>保護者に係る「住民となった日」が「令和元年7月1日」以前、証明書の発行日が「令和元年7月1日」以降となっていることを確認してください。     |                                                                                         |
| ⑥ | （高校生でない、15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合）<br>兄弟姉妹の健康保険証の写し<br>健康保険証が国民健康保険の場合、扶養申立書（☆）も併せて提出してください。   |                                                                                         |
| ⑦ | （都立以外の高校に在学する兄弟姉妹がいる場合で、第2子としての申請を行う場合）<br>兄弟姉妹が在学する高校の在学証明書                                     |                                                                                         |
| ⑧ | （生徒本人に保護者がいない場合で、他の者の収入により生計を維持している場合）<br>生徒本人の健康保険証の写し<br>健康保険証が国民健康保険の場合、扶養申立書（☆）も併せて提出してください。 |                                                                                         |

※1 都立以外の学校に通っている場合、又は何らかの事情でマイナンバーを提出できない場合は、右上記載の「書類提出上の注意点」（4）を確認してください。

※2 マイナンバー収集対象となっていない方の、住民票に記載されているマイナンバーは、**判別できないよう処理（黒塗り等）した上**で提出してください。

## 5 書類提出上の注意点

- (1) 都立学校等における就学支援金等の申請で、マイナンバー収集台紙等、既に提出している必要書類がある場合、奨学のための給付金申請時の再提出は不要です。ただし、都立以外の学校に通っている場合は、必要書類を全て提出してください。  
**※就学支援金等の申請で、生業扶助受給証明書及び住民票の写し又は住民票記載事項証明書の発行日が「令和元年7月1日」より前のものを提出している場合、今回の申請では「令和元年7月1日」以降に発行された証明書を再度提出する必要があるので注意してください。**
- (2) 一度提出された書類は返却できませんので、原本をお手元に残す必要がある場合は、その写し（コピー）を提出してください。**写しを提出する場合は、氏名やマイナンバー等の文字が鮮明に分かるよう複写してください。**
- (3) 親権者又は未成年後見人が次の四つのいずれかに該当する場合、その方の所得は審査の対象に含めません。その方の所得を確認できる書類の提出は不要となりますので、手続上、親権者又は未成年後見人がいないものとみなして、必要書類を提出してください。  
①一時的に親権を行う児童相談所長②児童福祉施設の長③法人である未成年後見人  
④財産に関する権限のみを行使すべきこととされている未成年後見人
- (4) 都立以外に生徒が通っている場合又は何らかの事情でマイナンバー収集台紙を提出できない方は、「マイナンバー収集台紙」の代わりに以下のいずれかの書類を提出してください。  
①令和元（2019）年度 住民税（非）課税証明書  
②令和元（2019）年度 特別徴収税額通知書  
③令和元（2019）年度 住民税納税通知書
- (5) 都立以外の国公立高等学校等に在学している場合は、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書に、在学する学校の校長から在学及び就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者である旨の証明（印）を受けてください。

### ■ 提出された（特定）個人情報の取り扱いについて

この制度において東京都教育委員会が収集する、生徒や保護者等の（特定）個人情報については、法令等に従い適正に管理します。なお、奨学のための給付金に関する業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し、必要かつ適正な監督をいたします。

御提出いただいたマイナンバーは他の就学支援事業（高等学校等就学支援金、東京都立学校等給付型奨学金、東京都立学校等学び直し支援金）に利用させていただく場合がございます。

あらかじめ御承知おきください。

## 6 よくある質問

### Q1 所得割額が非課税であることは、どうすればわかりますか？

A1 お勤めの会社等から発行される特別徴収税額通知書や、お住まいの市区町村から送付される住民税納税通知書を参照してください。これらの書類をお持ちでない場合は、2019年1月1日時点にお住まいの区市役所・町村役場等で令和元（2019）年度住民税（非）課税証明書を発行し、確認してください。

### Q2 海外に赴任しているため、日本国内に住所を有していません。就学支援金は支給されているので、奨学のための給付金も受給することはできますか？

A2 奨学のための給付金は、保護者全員の住所が日本国内にあることが条件となります。海外に赴任し、保護者等の一人でも住所が国内にない場合は、奨学のための給付金の支給対象とはなりません。ただし、令和元年7月1日現在で、一方の保護者等が都内に住所を有し、保護者等全員の令和元（2019）年度都道府県民税所得割及び市区町村税所得割が非課税と証明できれば対象となります。

### Q3 確定申告をまだしていませんが、申請できますか？

A3 確定申告をしていない場合は、住民税が非課税であるかを確認できないため申請できません。この場合、住民税課税証明書を提出できない又はマイナンバーによる税額の照会ができないため、申請ができませんので、至急確定申告等を行ってください。

ただし、令和元年7月1日現在で生活保護（生業扶助）を受給している場合は、確定申告等の必要はありませんので、生業扶助受給証明書等を提出してください。

（裏面に続く）

(「6 よくある質問」続き)

Q4 7月1日以降に、転学(退学)したのですが、申請できますか?また、申請できる場合、転学先の学校に提出すればよいですか?

A4 申請ができます。

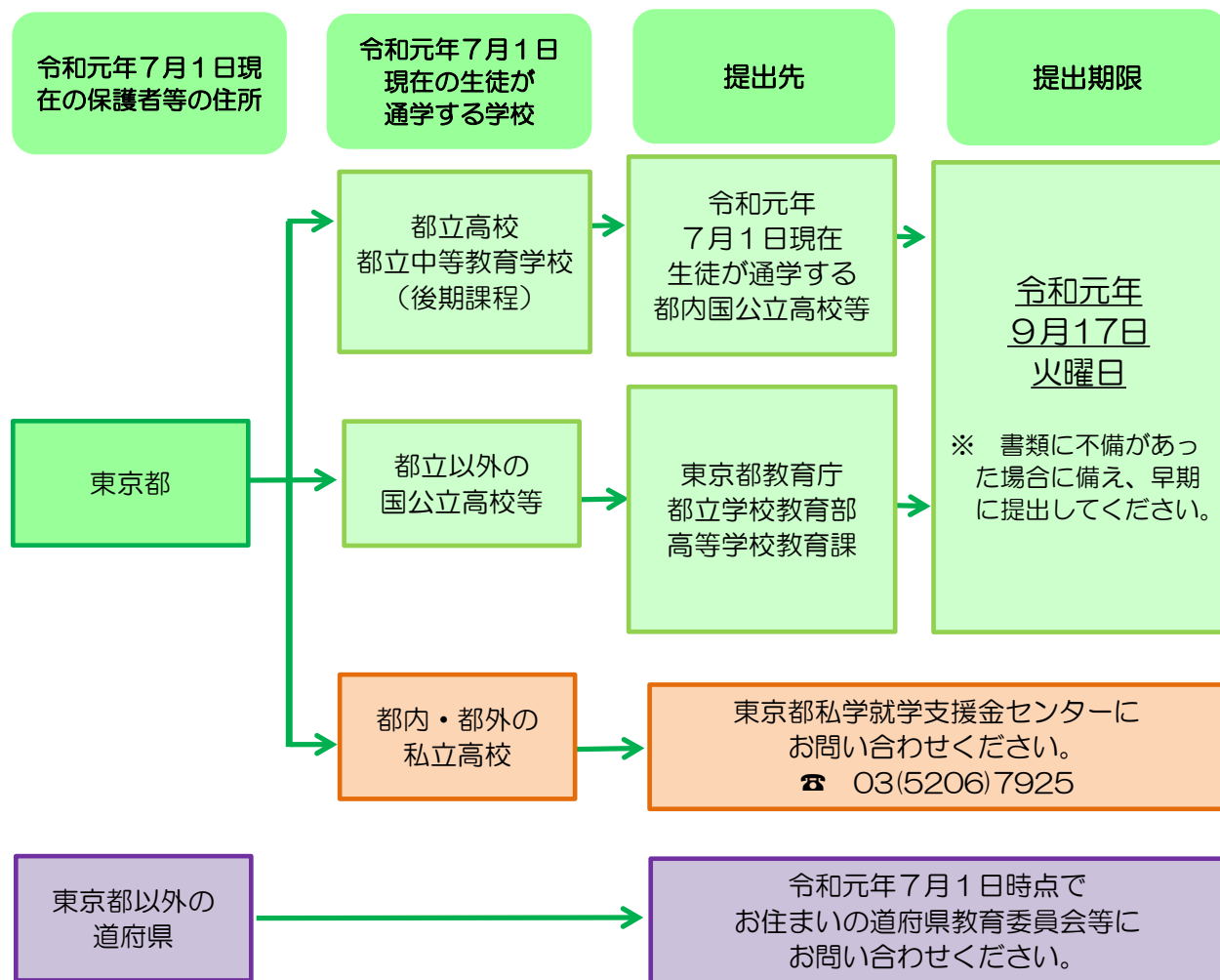
7月1日以降に退学した場合は退学前の学校に、7月1日以降に転学した場合は転学前の学校にそれぞれ提出してください。

Q5 父親が単身赴任で、他県に住んでいます。申請は、東京都にしてもよいですか?

A5 東京都が生活の本拠地となる場合は、東京都に申請してください。ただし、単身赴任先の道府県に既に申請している場合は、東京都への申請はできません。

## 7 提出期限・提出先等

保護者の住所及び生徒本人の通学する学校により提出期限・提出先が異なりますので注意してください。



## 8 お問い合わせ

▶ 生徒本人が都立高等学校又は都立中等教育学校に在籍している世帯

生徒本人が在学している高等学校等の経営企画室

▶ 生徒本人が都立高等学校等以外の国公立高等学校等に在学している世帯

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎北側39階 ※ 2019年8月26日以降は東京都庁第二本庁舎15階(番地は変更なし)

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当